

一般社団法人全国食支援活動協力会 多世代が食でつながるコミュニティづくり

応募ガイドライン

1. 多世代が食でつながるコミュニティづくりについて

一般社団法人全国食支援活動協力会では、1986 年高齢者の会食会、配食サービスの連絡会組織として発足し、様々な食を通じたコミュニティ活動を促進しています。2016 年からは全国のこども支援団体・社会福祉協議会・行政・企業等とのネットワークでこども食堂の輪を広げる事業を実施してきました。

少子高齢化に伴う「人口減少社会」「地域格差」は、コロナ禍の影響も背景に、「地域格差の拡大」を助長しています。しかし、現在講じられている様々な施策は、行政のタテ割りや利用対象者別に細分・限定されている現状があります。他方、食は子どもから高齢者まで全世代に関わる事であり、まちづくり、学習支援、若者、社会的養護や貧困の課題に関わる多様な居場所との融和性をもつと考えます。そこで、本事業では食に関する居場所の機能及び地域住民のエンパワメントに着目し、地域に住まう様々な人のごちゃ混ぜ感を前提とした「共助」の仕組みづくりを通して、安心できる住み続けたい地域づくりを目指します。

本事業の目指すビジョンに共感し、居場所の伴走・中間支援機能を果たし、エンパワメントを捉えた参加支援のプログラム開発や、行政・企業・社協他多様な関係団体との協働促進を意欲的に取り組む実行団体の皆さんと協働できることを期待しています。

| 解決を目指す社会課題領域

休眠預金等交付金に係る資金を用いて優先すべき社会の諸課題（別紙参照）のうち、

1) 子ども及び若者の支援に係る活動

① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援

2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援

3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

の解決を目指しています。

本会と連携し、地域課題の解決に向けた活動に取り組む皆さまの応募をお待ちしております。

【事業期間】2023 年 4 月～2026 年 2 月

【採択予定実行団体数】6 団体程度

【助成総額】15,000 万円（予定）

【1 団体あたりの最大助成額】2,500 万円（3 年度分上限）

2023 年度（上限）1,000 万円 2024 年度（上限）800 万円 2025 年度（上限）700 万円

【公募期間】2022 年 11 月 7 日（月）～ 2022 年 12 月 9 日（金）

※応募状況によっては限度額が変更される場合もあります。

2. 募集の内容

｜ 募集対象

食のある居場所に着目した地域福祉を推進するために、行政や社協他多様な関係団体との協働促進により下記の課題に着目して広域的に活動を推進、またはこれから取り組もうとしている中間支援組織（団体）

- ・少子高齢化に伴う「人口減少社会」「地域格差」「中山間地支援」などの地域課題の解決
- ・コロナ感染拡大の影響による経済、教育、情報格差の広がり、孤立・孤独感増、体験機会の減少に対する環境改善
- ・活動地域内の地域資源開発に加えて、弊会及び全国的な中間支援団体組織との連携による資源開発
- ・企業や行政・社協など多様な関係者と継続的な対話・連携、これまでになかった支援者・機関を巻き込んだ協議体
- ・生活支援コーディネーターや地域包括支援センターなど地域福祉の関係機関との連携

｜ 本事業終了時の目標

- ・子どもから高齢者まで食で繋がる活動団体同士及び団体の支援組織（行政・企業・社協など）・コーディネーターが互いの活動を理解しあう連携を生むプラットフォームとなっている。
- ・企業や行政、団体との連携により、対象者別制度や枠組みに囚われない食に関する居場所の機能及び地域住民のエンパワメントに着目した持続可能な住民参加型のプログラムモデルが開発されている。

｜ 助成の対象となるプロジェクト

食を通じた居場所を支援する目的で、以下の活動を行う団体の運営資金を対象とします。

- ①子どもから高齢者まで食を通じた居場所団体に横ぐしをさすための中間支援活動
- ②子どもから高齢者まで食を通じた居場所団体と接続する支援機関に横ぐしをさすためのネットワーク形成
- ③地域課題の解決に向けて、居場所づくり団体・行政・社協・企業・まちづくり団体等と資源開発や人材の育成等で協働し、かつ周辺地域とも連携することで新たな価値の創造（コレクティブインパクト）を目指す活動
- ④食を通じた居場所づくりに関わる、関心を持つ担い手を育成すると共に、理解者を増やすために活動圏域の行政や社協と連携している活動
- ⑤他地域の実行団体や資金分配団体と連携することで、自団体の活動にフィードバックすることができる活動
- ⑥弊会が推奨する食フェスタやロジハブの推進に伴う説明会や催事の開催（毎年）

｜ 私達の考える食を通じた居場所とは

こども食堂・会食会・配食サービス・多世代カフェ・コミュニティカフェのほか、親子ひろば・プレーパーク・フリースクール、住民主体の福祉サービスなどで食をツールとした地域生活を支援、市民参加を促す活動をします。本事業の受益者は母子生活支援施設や児童養護施設、里親等社会的養護施設等を退所した方等に対する食支援活動も含まれます。

2-1. 応募団体の要件

実行団体として助成の対象となる団体は原則、以下のとおりです。

法人格の有無は問いませんが、ガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体である必要があります。（公募要項「11.選定時の審査項目」参照）

ただし、以下の場合は助成の対象となりません。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)
- (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- (6) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- (7) 資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
- (8) 同一の事業テーマで同時期に複数の資金分配団体に申請した団体。

2-2. 助成の対象となるプロジェクト期間

2023 年 4 月 1 日（※契約締結後）から 2026 年 2 月 28 日迄に要する経費を対象とします。

2-3. 助成金額

①助成総額予定：15,000 万円上限

② 1 団体あたりの最大助成額：2,500 万円（3 年度分上限）

各年度上限）2023 年度 1,000 万円 2024 年度 800 万円 2025 年度 700 万円（予定）

※助成金は、契約締結後、資金計画書に基づき 2023 年度上半期分をお支払いします。以降、進捗状況報告書の提出をもって、半期ずつに分けてお支払いします。

③助成対象期間：2023 年 4 月 1 日（※契約締結後）～2026 年 2 月 28 日

●重要●

実行団体の選定に際しては、事業の特性に応じ、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、補助率を設定し、20%以上は、自己資金又は民間からの資金の確保を原則とします。財務状況や緊急性がある場合には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることができます。ただし、助成終了後の事業継続を見据えて事業の最終年度には補助率を原則である 80%以下にしていいただきます。補助率については公募要項 p.3 をご参照ください。

2-4. 助成対象経費について

「助成の対象となるプロジェクト」に掲げる事業活動に要する経費のうち、原則として別表に定めるものを対象とします。詳しくは、公募要項 p.3「助成金」をご参照ください。

●備考●

助成額の一部を管理的経費に充てることを可能とします。当該管理的経費は、役職員の人件費等や管理部門等の管理経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費です。助成額の最大 15%とします。総事業費の中で人件費を対象とする場合は、その旨と人件費水準等(人件費の幅または平均値)を特記してください。

3. 応募方法および提出書類

当法人所定の助成申請様式に必要事項を記入のうえ、以下の関係書類を添付し、下記方法でご提出ください。申請書は、当法人ホームページよりダウンロードしてください。

	提出方法	提出媒体（郵送）	提出先
＜申請書類＞ 様式 1～8・推薦書 団体情報書類	メールまたは郵送	データ（DVD 又は USB に保存）	メール：saposen@mow.jp 郵送： 〒158-0098
決算報告書類 その他の参考資料		該当書類を印刷	東京都世田谷区上用賀 6-19-21 一般社団法人全国食支援活動協力会

提出期限：2022 年 12 月 9 日（金）必着

- ・捺印のある書面は、その印影が確認できる写しやファイル・画像等のデータをお送りください。
- ・データで提出するファイル名は、「（様式〇）～～」と下記表と同じタイトルをつけてください。

▶ 提出書類

申請書類一式（様式 1～8）の提出に添えて、下の添付書類を提出してください。

申請に必要な書類	
申請書類	（様式 1）助成申請書 （様式 2）団体情報 （様式 3）事業計画書（エクセル版・パワポ版両方の提出が必要です） （様式 4）資金計画書 （様式 5）ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書 （様式 6）役員名簿 （様式 7）自己資金に関する申請書 （様式 8）申請書類チェックリスト
団体情報に関する書類	・ 定款（定款の作成義務がなく、定款を作成していない場合には設立趣意書等団体の目的がわかるもの） ・ 登記事項証明書（無い場合には団体成立の年月日、役員の就任の年月日、商号・正式名称、本店・本部所在地などがわかるもの） 発行日から 3 か月以内の現在事項全部証明書の写し ・ 事業報告書(過去 3 年分) ※設立から 3 年未満の団体においては、提出可能な期間分についてご提出ください。
決算報告書類	・ 貸借対照表 ・ 損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等） ・ 監事及び会計監査人による監査報告書 ※設立から 3 年未満の団体においては、提出可能な期間分をご提出ください。 ※監事及び会計監査人による監査報告書は監査を受けている場合提出してください。
推薦書	行政または社協からの推薦書（これまでの連携の実績及び本事業での連携の意向がわかるもの）書式自由

その他の参考資料	団体パンフレットや広報誌等、参考となる資料（任意）
----------	---------------------------

4. 選考方法及び結果の通知と公表

【選考について】

(1) 選定配慮事項と優先選定

以下の選定基準に基づき公募による選定を行います。

事業の妥当性	・食を通じた地域活動の継続・安定・広がりにおける地域ニーズを的確に把握し、地域共生社会に着目した事業となっているか ・子どもから高齢者まで多様な人を包摂する居場所の視点をもち、食支援の強みを生かした事業目標を設定しているか ・住民が利用者として、また時には担い手として参加することが出来る、いわゆる共生社会に寄与するであろう「住民参加型」を推進することができるのか。
先駆性(革新性)	・地域共生社会における食支援の価値創造に寄与する創意工夫・アクションがみられるか ・新しい支援の仕組みづくりやこれまでにない支援者・機関の獲得を狙った計画となっているか
連携と対話	・行政や企業、地域の多様な関係機関とのコレクティブインパクトの創出を狙っているか ・食でつながる多様な関係者との協働、特に自治体との連携が想定されているか ・弊団体と密に連携を深めて、事業を実施できる体制が整っているか
実行可能性	事業を遂行する人的リソースが確保されており、実施体制や計画、予算が適切か
波及効果	他地域へ伝播できるモデルとなることを目指しているか
継続性	助成終了後の事業の継続性や発展性が期待できるか
中間支援機能	食を提供する子どもの居場所づくりや高齢者の食事サービス等におけるネットワーク形成の実績があるかどうか。特に企業や行政との連携、協働事業の実践の有無
ガバナンス・コンプライアンス	事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか

(2) また、以下①～④の事項にも配慮し選定します。

- ① 国又は地方公共団体から補助金又は貸付金(ふるさと納税を財源とする資金提供を含む)を受けていない事業の中から助成対象事業を選定します。
- ② 他の助成財団から助成等を受けている団体が、同一事業について助成等を受けることは可能とします。
- ③ 既存の団体が実行団体となるべく申請した場合、休眠預金が実質的に他の事業の財源に活用されると想定されるなど、当該団体への単なる財政支援に相当する場合は選定しません。
- ④ 社会的成果の最大化の観点を重視します。また、社会の諸課題やそれを解決するための手法の多様性に対応できるようにしていく観点から、特定の地域に偏らないように配慮するとともに、分野について配慮します。

(3) その他の留意事項

- ① 申請書類の作成等指定までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。
- ② 選定委員会による審議において、電話やメールによる確認の他、面談又は直接訪問調査（1月～2月

中)を行います。

③資金分配団体は審査の結果、実行団体に指定されなかったことに関して一切の責任を負いません。

【結果の通知】

2023 年 1 月中下旬を目途に採否を決定します。

【情報の公開】

実行団体の公募に申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を、募集終了時に当法人のホームページに掲載します。

助成が決定した実行団体・申請事業の名称、事業計画（収支含む）の概要、助成金額も当法人のホームページに掲載しますので、この点をご了解の上、お申込みください。

5. 助成金決定後の流れ

【スケジュール】

内定団体向けオリエンテーション	助成が決定した団体は、弊会が東京で主催する事前オリエンテーションへの参加をお願いします。 開催予定日：2023 年 2 月を予定 会場：東京都内（交通費・宿泊費補助あり）
契約書の締結	2023 年 3 月中に資金分配団体と実行団体とで契約の締結を行います。
助成金の交付	契約締結以降、所定の手続きを経て、すみやかに助成金（初年度半期分）を交付します。
事前訪問	2023 年 2 月～3 月で採択団体に訪問し、事業開始に向けた事前評価や関係団体への事業説明会を一緒に行います。

【その他】

・事前オリエンテーションのほか、23 年度以降も東京研修及び資金分配団体が主催またはご案内させていただく会議・研修・視察にご参加いただきます。また、弊会が設置する外部評価委員会の委員による訪問や、委員会への参加をお願いいたします。（交通費・宿泊費補助あり）上記の会合はコロナ感染症や事業の進捗状況によってはオンラインでの開催とします。他にも中間報告会を 24 年度に、成果報告会を 25 年度に開催するので、実行団体にはご参加頂くことを想定しています。

・自己評価点検のために、ジャンピアや弊会のプログラム・オフィサー（PO）や他評価委員による訪問を予定しています。

6. 活動報告

助成が決定した団体は、月次収支報告書（領収書写し添付）、遠隔でのオンライン会議（毎月）のほか、助成開始時・中間時および期間終了時に、評価計画書（※）に基づく自己評価が必須となります。

※評価計画書は、採択後弊会のプログラム・オフィサー（PO）と一緒に作成します。

【申請書送付先・問い合わせ先】

一般社団法人 全国食支援活動協力会

住所：〒158-0098 東京都世田谷区上用賀 6-19-21

電話番号：03-5426-2547（受付：平日 月～金、10時～17時）

FAX 番号：03-5426-2548

E-mail：saposen@mow.jp

Web：http://www.mow.jp

担当：平野、井藤、田中、大池

【別表】 助成対象経費

助成対象事業	想定される経費（一部例）	対象にならないもの
①食に関する居場所の相談窓口を開設し、関係団体との対話・連携を図る	●人件費 ●管理費 ●賃借料 ●水光熱費 ●事務・消耗品費 ●通信費	・ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車などの特別料金 ・会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの ・個人または団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等 ・助成決定金額の50%を超える人件費 ・通常の団体運営に関する経費（事務所家賃、光熱水費、定期刊行物発行経費など） ・助成対象事業から得られる収入の他事業への充当 ・当該団体の関連団体（団体構成員が役員等を兼務あるいは資本関係のある団体など）への委託 ・自団体が支払い先となるような支出
②企業の社会貢献活動等の地域資源開発を行う	●拠点改築費、備品購入費 ●「食でつながるフェスタ」「ロジハブ説明会」の開催費用 ●会議会場費 ●広報宣伝費 ●交通費	
③多様な主体と連携して食を通じた居場所づくりに貢献する	●参加支援のプログラム開発に係る費用 ●広報宣伝費 ●講師謝金、交通費 ●会場費	
その他、事業広報、視察のための経費	●会議会場費 ●広報宣伝費 ●旅費、交通費	
自己評価のためにかかる費用	●アンケート作成・配布・集計のための費用 ●インタビューのための会場費 ●文献購入費	

※上記以外の費用であっても、事業目的に沿わない場合などには、減額または対象外となる可能性があります。

判断が難しい場合など、不明な点がございましたら、事前にご相談ください。